

第65回
租 税 研 究 大 会
ご 案 内



公益社団法人日本租税研究協会

第65回 租税研究大会

(開催日程)

東京大会
大阪大会

;平成25年9月10日(火)～11日(水)
;平成25年9月19日(木)



西田会長

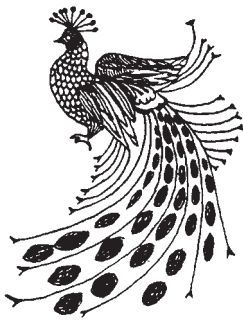
公益社団法人日本租税研究協会
会長 西田 厚聡

例年、秋に開催しております租税研究大会は、当会創立以来今回で65回目を迎えることとなりました。

これもひとえに会員の皆様並びに関係各位の一方ならぬご支援・ご協力の賜物と心から厚くお礼申し上げます。

さて本年度は、東京大会を9月10日～11日に、大阪大会を9月19日に開催いたします。

ご多用中のところ、誠に恐縮でございますが、多数の皆様のご参席を賜りますようご案内申し上げます。



目 次

東京大会

第1日 9月10日（火曜日）

報告：多国籍企業の利子費用控除に関する最近の議論	午前10時15分～11時45分	1頁
会長挨拶（株東芝会長 西田厚聰）	午後1時30分～1時35分	2頁
討論会：税制を巡る現状と課題	午後1時40分～3時40分	2頁

第2日 9月11日（水曜日）

報告：消費課税とヒューマンキャピタル	午前10時15分～11時45分	3頁
討論会：国際課税を巡る現状と課題	午後1時30分～3時30分	4頁

大阪大会

9月19日（木曜日）

報告：過年度の誤った課税処理の是正方法 －過年度遡及修正の可否－	午前10時15分～11時45分	5頁
副会長挨拶（日本生命保険(相)相談役 宇野郁夫）	午後1時30分～1時35分	6頁
討論会：税制を巡る現状と課題	午後1時40分～3時40分	6頁

東京大会

第1日 平成25年9月10日（火曜日）

会場 日本工業倶楽部3階大ホール
東京都千代田区丸の内1-4-6
電話 (03) 3281-1711 (代)

報告：多国籍企業の利子費用控除に関する最近の議論

午前10時15分～11時45分

報告者 東京大学大学院法学政治学研究科教授

〈敬称略〉

増井良啓

= 報告要旨 =

2013年2月にOECDが公表したBEPS報告書は、鍵となるプレッシャー領域をいくつも挙げています。そのひとつとして明示しているのが、関連者間の負債による資金調達（debt-financing）、キャプティブ保険、その他のグループ内金融取引（intra-group financial transactions）の課税取扱いです。同年5月29日のOECD閣僚理事会の宣言も、他の項目と並んで、支払の控除および源泉徴収税の適用に関する取扱いをはじめとするグ

ループ内金融取引の取扱いに関するルールにつき、提案を行うことを促しています。

このような動きが顕在化する以前から、理論的には、企業グループ内部の負債は独立企業間の負債と経済的性質が異なることが認識され、種々の研究が行われています。そこで、この報告では、多国籍企業の利子費用控除に関する最近の議論をサーベイしてご報告し、租税政策論上の含意を述べます。

会長挨拶

午後1時30分～1時35分

(株)東芝会長

西田厚聰

討論会：税制を巡る現状と課題

午後1時40分～3時40分

司会：横浜国立大学大学院国際社会科学部研究科教授

岩崎政明

参加者：

(五十音順)

財務省主税局長

総務省自治税務局長

新日鐵住金(株)常任顧問(租研副会長) 谷口進一

慶応義塾大学経済学部教授 土居丈朗

= 討論要旨 =

政府においては、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢により、長引くデフレから脱却し、「成長と富の創出の好循環」を実現することを目指しています。

このため、4月4日の金融政策決定会合において「量的・質的金融緩和」の導入が決定され、また財政面では、本年1月の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」及びこれを具体化する平成24年度補正予算が決定され、5月には、日本経済の活性化や国民生活の安心につながる施策に重点化した平成25年度予算が成立しました。これらにより、市場の期待は大きく変化し、実体経済面でも、個人消費を中心に景気は着実に持ち直しています。

一方、少子高齢化の急速な進行による社会保障給付費の急増などを背景に我が国財政の歳出と歳入の乖離は年々深刻になり、一般政府の債務残高が際立って高い水準にあるなど、財政健全化は一刻の猶予も許されない緊急の課題となっています。

平成24年8月には社会保障・税一体改革関連法が成立し、財政健全化に向けた大きな第一歩が踏み出されました。

財政健全化の道筋を確かなものにするためにも、税制抜本改革が確実に実施されることが何よりも重要であります。

他方、社会保障費の受益と負担のアンバラ

ンスは依然として大きなものがあり今後、社会保障の重点化、効率化に徹底して取り組み、社会保障費の抑制に着実につなげていくことが欠かせません。

平成25年度税制改正においては、税制抜本改革法において積み残しとなっていた所得税や資産課税について、最高税率の見直し等の改正が行われました。さらには、成長による富の創出の好循環を実現する観点から、生産等設備投資促進税制の創設、研究開発費税額控除制度の大幅な拡充、所得拡大促進税制等、従来にない思い切った税制改正が行われました。

また、番号法が成立し、さらには消費税率引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する環境整備のための「転嫁対策特別措置法」が成立しました。

政府においては、新たな成長戦略と経済財政運営と改革の基本方針の実施を通じて、日本経済の持続的成長と財政健全化の両立を実現し、国際的な信認を得るとともに強い日本、強い経済を取り戻し、豊かで安全・安心な生活を実現するとしています。

このような重要な時期に、社会保障・税の一体改革の推進、経済再生と財政健全化の両立、さらには、国際的な租税回避への対応など、税制をめぐる多岐にわたる諸課題について討論を行います。

第2日 平成25年9月11日(水曜日)

会場 日本工業倶楽部3階大ホール

報告：消費課税とヒューマンキャピタル 午前10時15分～11時45分

報告者 京都大学大学院法学研究科教授 岡村 忠生

= 報告要旨 =

人や人の組織の持つ所得獲得能力（ヒューマン・キャピタル）は、所得課税を中心とする税制において、優遇措置を含む様々な配慮を受けてきました。

今後、消費税からより大きな税収を得ることが予定されていますが、ヒューマン・キャピタルの形成や移転は、どのように扱われるべきでしょうか。たとえば、資格取得のために行われた支出に対する消費税額を、取得された資格を利用して得られた収益に係る消費

税額から税額控除するという考え方は、成り立たないでしょうか。

人の能力の提供から得られる収益は、契約上の関係にかかわらず、つまり、その人が被用者であったとしても、消費税の対象とするという考え方は、あり得ないのでしょうか。

報告では、消費や付加価値への課税におけるヒューマン・キャピタルの扱いについて、検討します。

討論会：国際課税を巡る現状と課題

午後 1 時30分～ 3 時30分

〈敬称略〉

司 会：早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

渡 辺 裕 泰

参加者：

(五十音順)

財務省主税局参事官

早稲田大学大学院会計研究科教授

青 山 慶 二

東レ(株)経理部税務担当部長

栗 原 正 明

一橋大学大学院国際企業戦略科准教授

吉 村 政 穂

= 討論要旨 =

経済取引のグローバル化の進展に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われるとともに、その取引も複雑化・多様化しており、このような経済社会の実態の変化に伴い、国際課税のあり方が課題となっています。

国際課税に関しては、このような経済社会や企業の実態を踏まえた大きな税制改正が行われてきています。

外国子会社合算税制や移転価格税制に関する大きな改正が行われており、また、過大支払利子税制が導入され、税務行政執行共助契約等に基づく徴収共助を実施するための国内法が整備されました。

また、近年、租税条約については、日米租税条約の改定など多数の条約改定や租税協定が締結され、国際的な税務当局間のネット

ワークの拡充が大きく進展しています。

今後の課題として、国内法を「総合主義」から「帰属主義」への見直しなどが検討され、OECDでは無形資産の取扱をはじめとして移転価格ガイドラインの改定に関する議論が進展しています。

さらには、OECDでは、報告書「税源浸食と利益移転への対応 (BEPS)」が公表され、G20などの国際会議において、税源浸食と利益移転に対処するための手法を策定し、必要な共同行動をとることが決意されるなど、BEPSが大きな議題となっています。

そこで、日本における最近の国際課税の状況を概観し、OECDなどの国際機関における議論の動向等を踏まえ、今後の国際課税の課題と展望について討論を行います。

大阪大会

開催日 平成25年9月19日（木曜日）

会場 関電ビル内

関電会館4階5・6号

大阪市北区中之島3-6-16

電話（06）6441-6800（代）

報告：過年度の誤った課税処理の是正方法
－過年度遡及修正の可否－

午前10時15分～午前11時45分

報告者 同志社大学法学部教授

田 中

治 〈敬称略〉

= 報告要旨 =

過去の申告が過少となる例として、第三者のミスに基因して過去の費用を過大に申告していたことが後日明らかになるとともに、過大費用の返金が一括してなされる場合（過収電力料金事件）などがあります。この場合の税務処理はどうすべきでしょうか。

他方、計算の誤りにより当初申告が過大となる場合や後の裁判により後発的に当初申告が過大となる場合があります。このような場

合の更正の請求は、どのような要件の下で認められるのでしょうか。

本報告は、①期間税としての所得課税と当初申告の誤りの是正方法、②課税のタイミングと年度帰属との関係、③後発的違法の場合の是正方法と前期損益修正との関係、などを柱に、この領域における基本的論点と基本原則が何かについて検討をするものです。

副会長挨拶

午後 1 時30分～ 1 時35分

日本生命保険(株)相談役

宇野 郁夫

討論会：税制を巡る現状と課題

午後 1 時40分～ 3 時40分

司 会：関西学院大学経済学部教授

林 宜嗣

参加者：

(五十音順)

財務省大臣官房審議官

総務省大臣官房審議官

大阪産業大学経済学部教授

関西大学経済学部教授

戸 谷 裕 之

橋 本 恭 之

= 討論要旨 =

政府においては、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢により、長引くデフレから脱却し、「成長と富の創出の好循環」を実現することを目指しています。

このため、4月4日の金融政策決定会合において「量的・質的金融緩和」の導入が決定され、また財政面では、本年1月の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」及びこれを具体化する平成24年度補正予算が決定され、5月には、日本経済の活性化や国民生活の安心につながる施策に重点化した平成25年度予算が成立しました。これらにより、市場の期待は大きく変化し、実体経済面でも、個人消費を中心に景気は着実に持ち直しています。

一方、少子高齢化の急速な進行による社会保障給付費の急増などを背景に我が国財政の歳出と歳入の乖離は年々深刻になり、一般政府の債務残高が際立って高い水準にあるなど、財政健全化は一刻の猶予も許されない緊急の課題となっています。

平成24年8月には、社会保障・税一体改革関連法が成立し、財政健全化に向けた大きな第一歩が踏み出されました。

財政健全化の道筋を確かなものにするためにも、税制抜本改革が確実に実施されることが何よりも重要であります。

他方、社会保障費の受益と負担のアンバラ

ンスは依然として大きなものがあり、今後、社会保障の重点化、効率化に徹底して取り組み、社会保障費の抑制に着実につなげていくことが欠かせません。

平成25年度税制改正においては、税制抜本改革法において積み残しとなっていた所得税や資産課税について、最高税率の見直し等の改正が行われました。さらには、成長による富の創出の好循環を実現する観点から、生産等設備投資促進税制の創設、研究開発費税額控除制度の大幅な拡充、所得拡大促進税制等、従来にない思い切った税制改正が行われました。

また、番号法が成立し、さらには消費税率引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する環境整備のための「転嫁対策特別措置法」が成立しました。

政府においては、新たな成長戦略と経済財政運営と改革の基本方針の実施を通じて、日本経済の持続的成長と財政健全化の両立を実現し、国際的な信認を得るとともに強い日本、強い経済を取り戻し、豊かで安全・安心な生活を実現するとしています。

このような重要な時期に、社会保障・税の一体改革の推進、経済再生と財政健全化の両立、さらには、国際的な租税回避への対応など、税制をめぐる多岐にわたる諸課題について討論を行います。

(1) プログラムの内容は、都合により一部変更することもありますので、予めご了承ください。

なお、プログラムについて、ご意見、ご要望がございましたら、できるだけ早く、事務局あてにご連絡ください。

(2) ご出席希望者は、配席の都合上お手数ながら同封の「参加お申込み方法について」によりお申込み頂きますようお願いいたします。

平成25年7月

第65回租税研究大会

公益社団法人日本租税研究協会 事務局

〒100 東京都千代田区大手町2丁目6番2号
-0004 日本ビル5階 552区

TEL (03) 3281-2719

FAX (03) 3281-6073

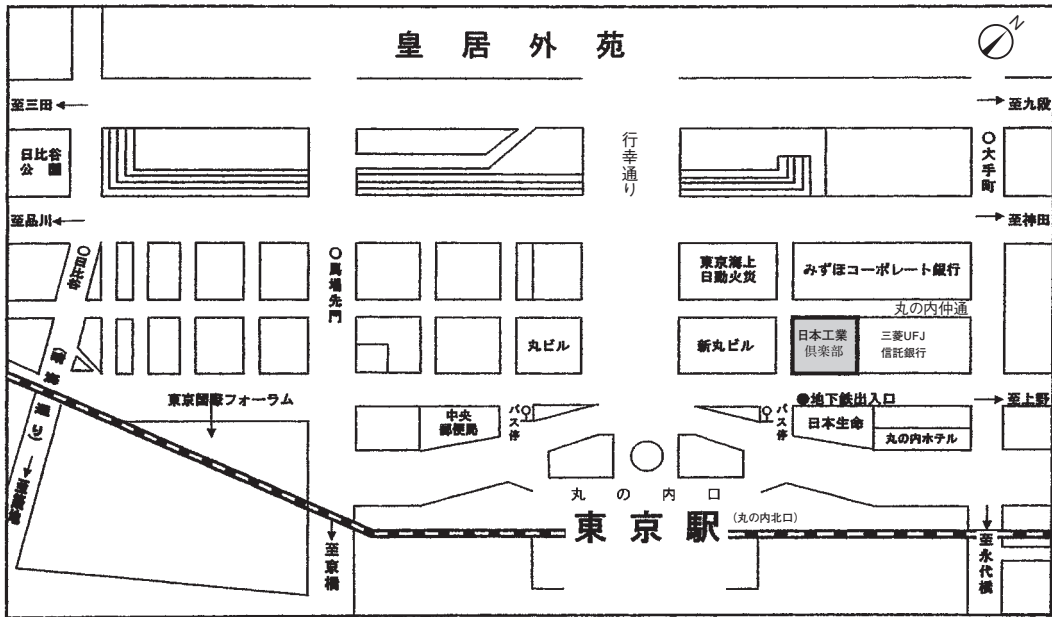
E-mail:j-tax-as@tkg.att.ne.jp

<http://www.soken.or.jp/>

東京大会会場ご案内図

日本工業倶楽部会館への道順

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目4番6号 (03) 3281-1711



1. JR東京駅丸の内北口、徒歩3分。
2. 地下鉄丸の内線東京駅下車、出口1大手町方面から徒歩1分。

大阪大会会場ご案内図

関電会館への道順

大阪市北区中之島3丁目6番16号 関電ビルディング4階 電話 (06) 6441-6800 (代)



- ・JR大阪駅、阪神・阪急梅田駅下車、四つ橋筋を南へ約1 km、渡辺橋を渡り西へ約300m (徒歩約15～20分)
- ・JR大阪駅より市バス53系統船津橋行で渡辺橋下車、西へ約300m (徒歩約5分)
- ・地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車、淀屋橋を渡り西へ約700m (徒歩約10分)
- ・地下鉄四つ橋線肥後橋駅下車、4番出口に進み、朝日新聞ビルの出口を出て、西へ約300m (徒歩約5分)
- ・「京阪中之島線渡辺橋駅下車、1番出口から堂島川沿い遊歩道を西へ約170m田蓑橋南詰交差点、筑前橋筋を南へ約110m (徒歩約4分)

— MEMO —

